



令和8年5月25日

河川整備課
直 通：092-643-3691
内 線：4 5 4 9
担 当：伊藤、井上

「下弓削川、金丸川・池町川流域水害対策協議会」 を開催します

福岡県では、下弓削川及び金丸川・池町川を令和6年12月24日に特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川^{※1}に指定いたしました。同法では、特定都市河川に指定したときは、「流域水害対策計画^{※2}」を策定することになっています。

今回、この流域水害対策計画を策定するため「下弓削川、金丸川・池町川流域水害対策協議会」を組織し、第1回協議会を開催いたします。

※1… 都市部を流れる河川で著しい浸水被害が発生し、市街化の発展等により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川。

※2… 流域水害対策計画とは、特定都市河川に指定された流域において浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るために、河川管理者や市町村などが連携し、共同で策定する法定計画。

1 開催日時及び場所

日時：令和8年6月1日（月） 13時00分～（30分程度）

場所：福岡県久留米総合庁舎 立体駐車場棟 1階 大会議室

（久留米市合川町1642番地の1）

2 構成員

筑後川河川事務所長（国）、久留米市副市長（市）、久留米市企業管理者（市）、
河川管理課長（県）、河川整備課長（県）、久留米県土整備事務所長（県）、
学識者（2名）

3 議事（予定）

流域水害対策協議会設立、計画対象降雨（目標降雨）、今後のスケジュール など

★ 報道機関の皆さまへ

（1） 会議は報道機関に公開します。ただし、撮影は冒頭挨拶までとします。

（2） 取材を希望される場合は、開催日の2営業日前の17時までに下記メールアドレスまでご連絡下さい。なお、会議終了後、同会場で担当課が取材に応じます。

・メールアドレス : kasenseibi@pref.fukuoka.lg.jp

・ご連絡いただく内容： 報道機関名、氏名、取材希望日、連絡先(電話番号)、取材人数